

にち じょう せい かつ よう ぐ
日 常 生 活 用 具 の
ご あ ん な い



深 谷 市 障 害 福 祉 課

(令 和 7 年 8 月 1 日 発 行)

○日常生活用具給付事業について

深谷市では、在宅で生活している重度の障害者（児）の生活の向上を目的として、日常生活用具を給付しています。

※購入前の申請が必要です。事前に障害福祉課へご相談ください。

※耐用年数内の再給付は原則できません。また、修理費は全額自己負担となります。

※介護保険該当者への同一種目の給付はできません（介護保険での購入・貸与が優先となります）。

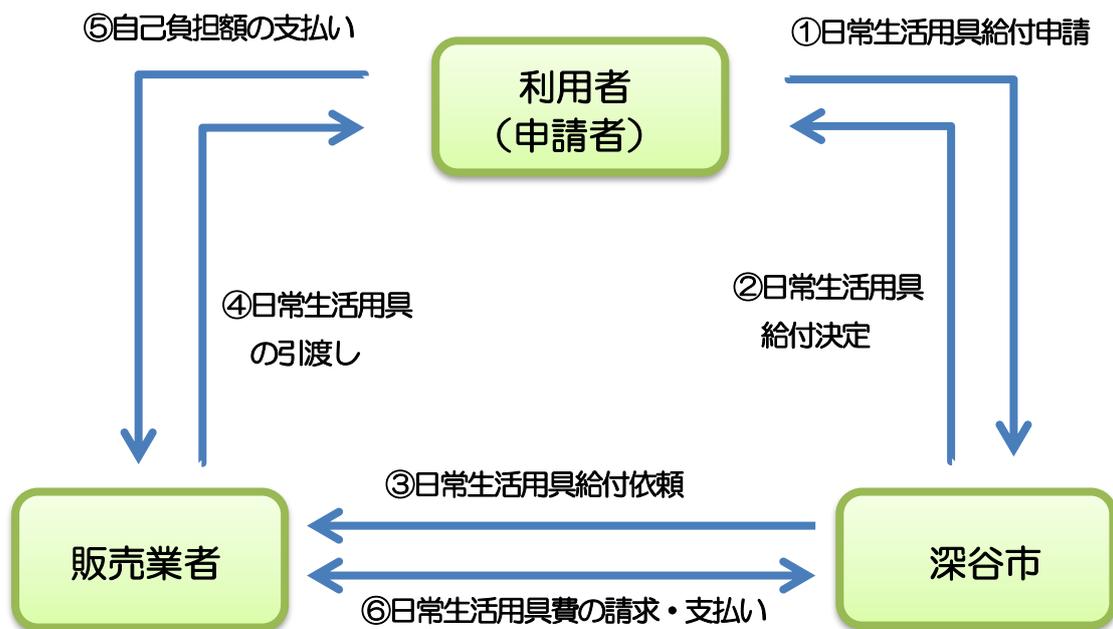
介護保険制度での購入・貸与については要件がありますので、お住いの地区の包括支援センター又はケアマネージャーへご相談ください。

※施設入所中・入院中のかたへは、原則として給付できません。

※この他、小児慢性特定疾病児童を対象に「小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業」を行っています。

○日常生活用具給付の手続きの流れ

図の①～⑥の流れで手続きが進められます。



○自己負担額について

日常生活用具の給付を受けた際は、世帯（表1）を単位として、各用具の基準額の一割分を所得等に応じて負担上限月額分まで負担していただきます（表2）。なお、世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上のかたがいる場合は、公費負担の対象外となります。

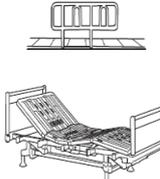
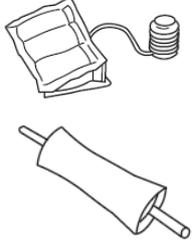
種別	世帯の範囲
障害者	障害のあるかたとその配偶者
障害児	保護者の属する住民基本台帳での世帯

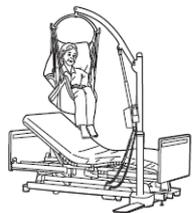
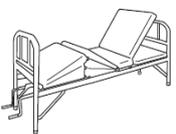
表1

区分	世帯の状況	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

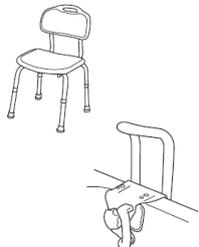
表2

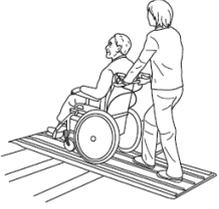
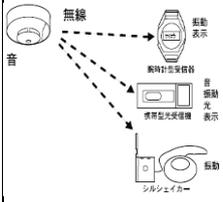
○介護・訓練支援用具

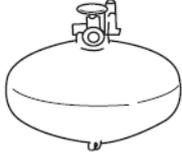
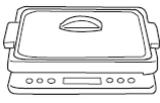
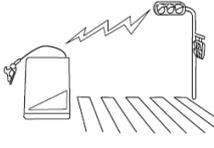
品目 基準額（円）	耐用 年数	対象者	要件、その他	参考図（例）	児 童	介 護
特殊寝台 154,000	8年	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者及び寝たきりの状態にある難病患者等	使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの		—	○
特殊マット 19,600	5年	下肢又は体幹機能障害2級で常時介護を必要とする身体障害者（児）又は最重度・重度の知的障害者（児）及び寝たきりの状態にある難病患者等（3歳以上）	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの		○	○
特殊尿器 67,000	5年	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障害者（児）（学齢児以上）及び自力で排尿できない難病患者等	尿が自動的に吸引されるもので、身体障害者（児）や難病患者等又は介護者が容易に使用できるもの		○	○
入浴担架 82,400	5年	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）で入浴にあたり家族等他人の介助を要する者（3歳以上）	身体障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの		○	—
体位変換器 15,000	5年	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）で、下着交換等にあたり家族等他人の介助を要する者（学齢児以上）及び寝たきりの状態にある難病患者等	介助者が身体障害者（児）及び難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用できるもの		○	○

品目 基準額（円）	耐用 年数	対象者	要件、その他	参考図（例）	児 童	介 護
移動用リフト	4年	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）（3歳以上）及び下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	介護者が身体障害者（児）等を移動させるにあたって、容易に使用できるもの（ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く）		○	○
159,000						
訓練いす	5年	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児（3歳以上）	座位保持の目的だけではなく、訓練等の別の目的も含めて必要である場合		○	-
33,100						
訓練用ベット	8年	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児（学齢児以上）及び下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの 難病患者等については腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの		○	-
159,200						

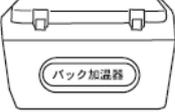
○自立生活支援用具

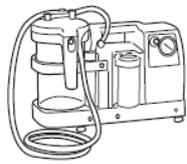
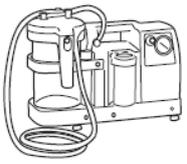
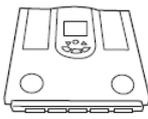
品目 基準額（円）	耐用 年数	対象者	要件、その他	参考図（例）	児 童	介 護
入浴補助用具	8年	下肢又は体幹機能障害を有する身体障害者（児）（3歳以上）及び難病患者等で入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障害者（児）及び難病患者等又は介助者が容易に使用できるもの（ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く）		○	○
90,000						
便器	8年	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）（学齢児以上）及び常時介護を要する難病患者等	身体障害者（児）及び難病患者等が容易に使用できるもの。必要に応じ手すりを取り付けることができる。（ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く）		○	○
4,450 （手すりを取り付けた場合 950 円の加算が可能）						
T字状・棒状の つえ	3年	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者（児）及び平行機能又は下肢若しくは体幹機能に障害のある難病患者等	身体障害者（児）等が容易に使用できるもの		○	○
木製：2,266						
軽金属製：3,090						

品目 基準額（円）	耐用 年数	対象者	要件、その他	参考図（例）	児 童	介 護
移動・移乗支援 用具 （旧歩行支援用具）	8年	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する身体障害者（児）で、家庭内の移動等において介助を要する者（3歳以上）及び下肢が不自由な難病患者等	概ね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする（ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く）		○	○
60,000						
頭部保護帽	3年	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者（児）で、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある者、又は知的障害者（児）若しくは精神障害者（児）で、てんかん発作等により頻繁に転倒する者	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの ア：スポンジ及び革を主材料としているもの イ：スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの ※入所・入院中も給付対象とする。		○	—
ア：12,768 イ：30,870						
特殊便器	8年	上肢障害2級以上の身体障害者（児）又は重度及び最重度の知的障害者（児）で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者（学齢児以上）及び上肢機能に障害のある難病患者等	簡単な操作により排便（尿）後の処理が自力可能となるもの ウォシュレット等 ※取り替えにあたり住宅改修を伴うものを除く		○	—
151,200						
火災警報器	8年	障害等級2級以上の身体障害者（児）又は聴覚障害者（児）のみの世帯又は最重度・重度の知的障害者（児）で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの		○	—
15,500						

品目 基準額（円）	耐用 年数	対象者	要件、その他	参考図（例）	児 童	介 護
自動消火器	8年	障害等級2級以上の身体障害者（児）又は最重度・重度の知的障害者（児）又は難病患者等で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者（児）又は難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内の温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの		○	—
28,700						
電磁調理器	6年	視覚障害2級以上の視覚障害者のみの世帯又は最重度・重度の知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障害者が容易に使用できるもの		—	—
41,000						
歩行時間延長信号機用小型送信機	10年	視覚障害2級以上の視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障害者（児）等が容易に使用できるもの		○	—
7,000						
聴覚障害者用屋内信号装置	10年	聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの		—	—
87,400						

○在宅療養等支援用具

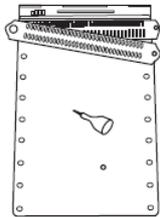
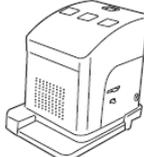
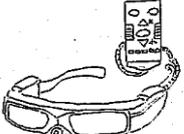
品目 基準額（円）	耐用 年数	対象者	要件、その他	参考図（例）	児 童	介 護
透析液加温器	5年	腎臓機能障害3級以上で、自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による人工透析療法を行う身体障害者（児）（3歳以上）	透析液を加温し、一定の温度に保つもの		○	—
51,500						
ネブライザー（吸入器）	5年	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められる者及び呼吸器機能に障害のある難病患者等	身体障害者（児）及び難病患者等又は介護者が容易に使用できるもの ※身体障害者（児）で呼吸器機能障害3級と同程度の医師の意見書があれば給付可		○	—
36,000						

品目 基準額（円）	耐用 年数	対象者	要件、その他	参考図（例）	児 童	介 護
電気式たん吸引器 56,400	5年	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められる者及び呼吸器機能に障害のある難病患者等	身体障害者（児）及び難病患者等又は介護者が容易に使用できるもの ※身体障害者（児）で呼吸器機能障害3級と同程度の医師の意見書があれば給付可		○	—
電気式たん吸引器（ネブライザー（吸入器）一体型） 92,400	5年	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められる者及び呼吸器機能に障害のある難病患者等	身体障害者（児）及び難病患者等又は介護者が容易に使用できるもの ※身体障害者（児）で呼吸器機能障害3級と同程度の医師の意見書があれば給付可		○	—
酸素ポンベ運搬車 17,000	10年	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者	身体障害者が容易に使用できるもの		—	—
視覚障害者用体温計（音声式） 9,000	5年	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障害者（児）が容易に使用できるもの		○	—
視覚障害者用体重計 18,000	5年	視覚障害2級以上の視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障害者が容易に使用できるもの ※個人のプライバシーを尊重する観点から希望があれば給付する。		—	—
視覚障害者用血圧計（音声式） 10,000	5年	視覚障害2級以上の視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯（学齢児以上）	視覚障害者（児）が容易に使用できるもの		○	—
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター） 157,500	5年	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングする事が可能な機能を有し、身体障害者（児）や難病患者等が容易に使用できるもの ※呼吸機能障害の手帳のないものにあっては医師の意見書があれば給付可		○	—

品目 基準額（円）	耐用 年数	対象者	要件、その他	参考図（例）	児 童	介 護
正弦波インバータ ー発電機、ポータ ブル電源(蓄電池) 又は外部バッテリー ー（充電器及びイン バーターを含む）のいずれか1 種目	10 年	在宅で人工呼吸器を使用す る身体障害者手帳所持者 （児）及び難病患者又は医療 的ケア児（者）	介護者等が容易に使用し得るもの		○	—
100,000						

○情報・意思疎通支援用具

品目 基準額（円）	耐用 年数	対象者	要件、その他	参考図（例）	児 童	介 護
携帯用会話 補助装置	5年	音声機能若しくは言語機能 障害又は肢体不自由者（児） であって発声・発語に著しい 障害を有する者 （学齢児以上）	携帯式で、ことばを音声又は文章に変 換する機能を有し、障害者（児）が容 易に使用し得るもの		○	—
98,800						
情報・通信支援 用具	5年	上肢又は視覚障害2級以上 の身体障害者	障害者向けのパソコン及びスマート フォン周辺機器やアプリケーション ソフト等で障害者が容易に使用でき るもの		—	—
100,000						
点字ディスプレイ	6年	視覚障害2級以上の身体障 害者が必要と認められる者	文字等のコンピューター画面情報を 点字等により示すことのできるもの		—	—
383,500						

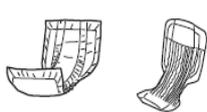
品目 基準額（円）	耐用 年数	対象者	要件、その他	参考図（例）	児 童	介 護
点字器	7年 5年	視覚障害者（児）で点字器の活用により、情報発信などの意思疎通が可能となり、社会参加が可能となる者	視覚障害者（児）が容易に使用できるもの 標準型A：32マス18行、両面書、真鍮板製 標準型B：32マス18行、両面書、プラスチック製 携帯用A：32マス4行、片面書、アルミニウム製 携帯用B：32マス12行、片面書、プラスチック製		○	—
標準型A：10,712						
標準型B：6,798						
携帯用A：7,416 携帯用B：1,699						
視覚障害者用ポータブルレコーダー	6年	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）	音声等により操作ボタンが認識でき、かつDAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能で視覚障害者（児）が容易に使用できるもの	 	○	—
録音再生機：85,000						
再生専用機：35,000						
視覚障害者用活字文書読上げ装置	6年	視覚障害2級以上の障害者（児）	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用できるもの		○	—
99,800						
視覚障害者用読書器	8年	視覚障害者（児）で本装置により文字等を読むことが可能になる者（学齢児以上） ※聞くことが可能な者（児）も対象とする	画像入力装置を用いて簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの又は活字を文字として認識し、音声として出力できるもの		○	—
198,000						
暗所視支援眼鏡	8年	視覚障害者（児）（学齢児以上）又は視覚に障害を有する難病患者等であって、意見書により必要と認められる者	画像入力装置を見たいものにかざすことで、明るく拡大された画像等をモニターに映し出せるもの ※試用による効果の確認を必要とする		○	—
395,000・						

品目 基準額（円）	耐用 年数	対象者	要件、その他	参考図（例）	児 童	介 護
視覚障害者用 時計	10 年	視覚障害2級以上の 視覚障害者	A：手指の触覚に障害がない者 B：触読式時計の使用が困難な者		—	—
A 触読時計： 10,300						
B 音声時計： 13,300						
聴覚障害者用 情報受信装置	6 年	聴覚障害者（児）で 本装置によりテレビの 視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者 （児）等用番組並びにテレビ番組に字 幕及び手話通訳の映像を合成したもの を画面に出力する機能を有し、かつ、災 害時の聴覚障害者等向け緊急信号を受 信するもので、聴覚障害者（児）が容易 に使用できるもの ※文字放送が受信できることのみで は、給付の対象外		○	—
88,900						
人工喉頭	笛式： 4年 電動式： 5年	喉頭を摘出した音声機能又は 言語機能障害者（児）	音声機能又は言語機能障害者（児）が容 易に使用できるもの 笛式：吸気によりゴム等の膜を振動 させ、ビニール等の管を通じ て音源を口腔内に導き構音化 するもの 電動式：顎下部等にあてた電動板を振 動させ経皮的に音源を口腔内 に導き構音化するもの	 	○	—
笛式：5,150						
電動式：72,203						
視覚障害者用 ワードプロセッサ ー	—	視覚障害者（児）	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法 に基づき入力した文章を自動的に点字 変換が可能で、点字プリンターとの連 動により点字文書の作成及び音声化が できるもの		○	—
1,030,000						

品目 基準額（円）	耐用 年数	対象者	要件、その他	参考図（例）	児 童	介 護
聴覚障害者用 通信装置 （ファクシミリ）	5年	聴覚障害又は発声・発語に著 しい障害のある者でコミュニ ケーション、緊急連絡等の手 段として必要と認められる者 （学齢児以上）	一般電話に接続することができ、音声 の代わりに、文字等により通信が可能 な機器であり、障害者（児）が容易に使用 できるもの		○	—
71,000						
点字図書	—	主に点字で情報を入手してい る視覚障害者（児）	点字により作成された点字図書 （月刊・週刊等で発行される雑誌を除 く） ※給付は1年度内に点字図書で6タイ トル又は24巻を限度とし、辞書等 一括して購入しなければならないも のを除く。		○	—
点字図書館価格 （一般図書の購入価格 相当額は自己負担）						

○排泄管理支援用具

品目 基準額（円）	耐用 年数	対象者	要件、その他	参考図（例）	児 童	介 護
収尿器	—	高度の排尿機能障害の者	合理的に必要性が認められるもの ※蓄尿袋部分のみでも給付対象と する。 ※支給は転出やお亡くなりになら れた月の末日まで。		○	—
男性用普通型：7,931						
男性用簡易型：5,871						
女性用普通型：8,755						
女性用簡易型：6,077	—	人工肛門又は人工膀胱を造設 している身体障害者（児） ※入所、入院中および手帳申 請中の人も対象とする。た だし、手帳と同時申請の場合 は、2ヶ月分のみ給付 とする。	蓄便袋、蓄尿袋、洗腸用具 ※手帳と同時申請可能。 ※支給は転出やお亡くなりになら れた月の末日まで。 ※洗腸用具は、ストマガびらん等 により付けられない方。耐用期間6ヶ 月。ストマとの併用不可。		○	—
ストマ装具						
蓄便袋：10,000						
蓄尿袋：13,000						
洗腸用具： 蓄便袋の基準額の 2倍の範囲内	6 ヶ月					

品目 基準額（円）	耐用 年数	対象者	要件、その他	参考図（例）	児 童	介 護
紙おむつ等	—	次の①又は②の条件を満たす者（3歳以上） ①ストマの変形等によりストマ用装具を装着することができない者又は高度の排便機能障害若しくは高度の排尿機能障害がある者 ②脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者で常時失禁状態である障害者（児） ※脳原性運動機能障害とは、乳幼児期以前（概ね3歳以前）に発現した、非進行性脳病変によってもたらされた姿勢及び運動の異常を有するもの。具体的な症例は、脳性麻痺、脳炎、無酸素症である。	紙おむつ、サラシ、ガーゼ、脱脂綿で障害者（児）又は障害者（児）を介護している者が容易に使用し得るもの ※支給は転出やお亡くなりになられた月の末日まで。		○	—
12,000						

○居宅生活動作補助用具

品目 基準額（円）	耐用 年数	対象者	要件、その他	参考図（例）	児 童	介 護
住宅改修	—	身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳所持者又は難病患者等（共同生活援助を行う住居入居者を除く。）	障害者（児）の障害に起因する生活のしづらさを改善する用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの（ただし、新築及び増築は対象外） ※給付は1回を限度とする。 （転居した場合を除く。）		○	○
200,000						

※「これに準ずる世帯」とは、家族が週5日以上かつ1日8時間以上不在の場合とします。

ご相談やご質問がございましたら、お問い合わせください。

問い合わせ

深谷市役所 福祉健康部 障害福祉課

TEL 048-571-1011

FAX 048-574-6667

Mail syougai@city.fukaya.saitama.jp



深谷市イメージキャラクター
ふっかちゃん

出典：（公財）テクノエイド協会
「補装具・日常生活用具給付等ガイドブック」

